

登録事業者の皆さまへ

平成 2 2 年 1 月
(財) 科学技術広報財団

「新規取引希望事業者登録」に係る有効期間の延長について

現在登録中の「新規取引希望事業者登録」の登録有効期間は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとさせていただいておりましたが、今般、発注業務を含む当財団の事業見直しを検討するにあたり、事業者登録の有効期限を平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで 1 年間延長させていただくことといたしました。

したがいまして、現在登録中の事業者の皆様におかれましては、登録情報の変更や取消しが無い場合は、更新等の手続きをしていただく必要はありませんのでその旨ご留意ください。

以上